

訪問販売で
たくさんのふとんを買ったけど…



本当は必要のないものだった…

返品できたらいいなあ～

過量 (通常必要とする量を著しく超えた) **販売** について、**特定商取引法**で規制ができました。

契約を結んだ後 1 年間は、申込みの**撤回**または**契約の解除**ができます。清算ルールは、クーリング・オフと原則同じです。

消費者センターにご相談ください。